

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可
毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)

鳥取県公報

告示

- ◆告示 土地改良事業計画の縦覽
- の変更認可
- 土地改良区の定款変更認可
- 土地改良事業認可
- 未墾地買収予定地
- ◆人委規則 職員の旅費の支給に關する規則の一部改正
- ◆公告 毒物劇物取扱者試験の合格者
- 農業委員会職員の資格試験等の実施

鳥取県告示第六百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第三項において準用する第七条第一項の規定によ

り、八頭郡郡家町及び西伯郡大山村から町村の行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行つた結果、当該申請を適当と決定した。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覽に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覽の期間

昭和二十九年十二月二十五日から昭和三十年一月十三日まで

三 縦覽の場所

八頭郡郡家町役場

四 異議の申立

利害關係人において公告に係る決定に對して異議があるときは、縦覽期間満了後十日までに書面をもつ

て知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、北条川土地改良区及び江北土地改良区の土地改良事業計画の変更について、昭和二十九年十二月二十日認可した。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、北条砂丘土地改良区及び神奈川村洲河崎土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年十二月二十日認可した。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

鳥取県告示第六百二十八号

次の土地は国が買収する予定であるので、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十八条第一項の規定により公示する。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

二 土地の利用予定の概要

一 所 在 鳥取県日野郡多里村大字新屋字 津久谷 坂郷山 杉谷 上座の一郎

鳥取県告示第六百二十七号

鳥取県知事 遠 藤 茂

茂

所 字 地 番	在 地 目 台帳現況	農地とすべき土地		付 (道 路 帶 敷) 地	計	入植予定戸数	増反予定戸数	摘要	所有者又は権利者 の住所氏名
		面 積	帳 買 積 收						
三 土 地									
津久谷	一、八五九ノ一	山 山	一五九四、五〇九〇、九一四	二〇〇、〇五	1	一一、七二三	一一、反		
坂郷山	一、八六〇ノ一	〃	一七九七、〇一三	九、八二四	1	一一、七二三	一一、反		
杉谷	一、八六三ノ一	〃	一一〇三、一〇〇〇、八〇〇	一〇七、二五	1	一一、七二三	一一、反		
土屋	一、八六五ノ五	〃	三六〇、〇〇〇〇、三一五	六二、五六	1	一一、七二三	一一、反		
						一一、七二三	一一、反		
						一、九七五、三六	一、九七五、三六		

○ 日野郡日野上村大字宮内三四一入沢正
○ 根雨町大字根雨六二
近藤寿一郎

○ 買收筆

昭和29年12月24日 金曜日 鳥取県公報

人事委員會規則

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取縣人事委員會規則第十九号

職員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則第十三号の一部を次のように改正する
第五条第二項中「二夜三日以内」を「二夜三日未満」
に改める。

第二十二条第一項中「条例第二十五条（日額旅費の請求）」を「条例第二十五条、第二十六条（日額旅費、在勤地内旅費の請求）」に改める。

百キロメートル」を「赴任に伴う移転の路程が鉄道二百キロメートル」に改める。

〔県営発電所及び県営発電建設事務所〕に改める。

別表第七（第一号様式）を次のように改める。

(昭和二年唐)

上記の金額を領收しました。

昭和年月日

備考
(1) 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
(2) 鉄道貨、船貨の欄中その他の欄に限つては省略することができる。

別表第五（講習、研修等の旅費）を次のように改める。

別表第七（第三号様式）中「日額旅費精算請求書」を、「在勤地内旅行額費精算請求書」に改める。

この規則は公布の日から施行する。

附 則

昭和二十九年十二月二十四日

公 告

昭和二十九年十二月十日倉吉保健所において行つた毒物劇物取扱者試験の合格者氏名を次のように公告する。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

毒物劇物取扱者試験合格者

受験番号 氏名

一般用	四二 角尾隆信
	四三 川口富美栄
	四五 前田勲
	四六 水原正志
	市木久江

農業用

四七 市本幸子	四八 原田芳雄
四九 出島武二	五〇 清水鉄男
五〇 大河原敏江	五七 小川信春
五八 上田昌憲	五九 岩出島芳雄
六〇 前田善	六一 森本嵩
六一 米村優	六二 上田正美
六二 小谷清	六三 森本嵩
六三 星見仲弘	六四 前田正雄
六四 塩谷信	六五 村山昌
六五 小谷優	六六 森本嵩
六六 星見仲弘	六七 前田正雄
六七 塩谷信	六八 上田昌憲
六八 小谷優	六九 前田正雄
六九 塩谷信	七〇 村山昌
七〇 小谷優	七一 前田正雄
七一 塩谷信	七二 前田正雄
七二 小谷優	七三 前田正雄
七三 塩谷信	七四 前田正雄
七四 小谷優	七五 前田正雄
七五 塩谷信	七六 前田正雄
七六 小谷優	七七 前田正雄
七七 塩谷信	七八 前田正雄
七八 小谷優	七九 前田正雄
七九 塩谷信	八〇 前田正雄
八〇 小谷優	八一 前田正雄
八一 塩谷信	八二 前田正雄
八二 小谷優	八三 前田正雄
八三 塩谷信	八四 前田正雄
八四 小谷優	八五 前田正雄
八五 塩谷信	八六 前田正雄
八六 小谷優	八七 前田正雄
八七 塩谷信	八八 前田正雄
八八 小谷優	八九 前田正雄
八九 塩谷信	九〇 前田正雄
九〇 小谷優	九一 前田正雄
九一 塩谷信	九二 前田正雄
九二 小谷優	九三 前田正雄
九三 塩谷信	九四 前田正雄
九四 小谷優	九五 前田正雄
九五 塩谷信	九六 前田正雄
九六 小谷優	九七 前田正雄
九七 塩谷信	九八 前田正雄
九八 小谷優	九九 前田正雄
九九 塩谷信	一〇〇 前田正雄

00777

7 昭和29年12月24日 金曜日 鳥取県公報 第2678号

一六 藤山根孫永	一七 石河幸文	一八 森本好晴	一九 宇田川喜亮	二〇 白間公司	二一 井上克彦	二二 伊東陸夫	二三 浜田時雄	二四 有沢晃	二五 石龜美惠子	二六 森本忠義	二七 笠見勉	二八 天野彌之助	二九 若林宗治	三〇 小林吉岡	三一 安達	三四 吉岡正徳	三五 安達	
三六 来海正子	三七 中田美人	三八 木下康夫	三九 山本武春	四〇 木下康夫	五一 山本武春	五二 内藤親義	五三 井上良吉	五四 船越丈夫	五六 長谷川光巳	五七 船越丈夫	五八 船越丈夫	五六 長谷川光巳	五九 上坂良明	六〇 上坂良明	六一 赤井達雄	六二 赤井達雄	六三 陶山重寿	六四 陶山重寿
六四 陶山重寿	六五 山根永	六六 浦木永	六七 長谷川光巳	六八 薫穆恭	六九 薫穆恭	七〇 薫穆恭	七一 村口口	七二 赤井達雄	七三 赤井達雄	七四 赤井達雄	七五 赤井達雄	七六 赤井達雄	七七 赤井達雄	七八 赤井達雄	七九 赤井達雄	八〇 赤井達雄	八一 赤井達雄	八二 赤井達雄

七二 福山備治

昭和二十九年度第二回の農業委員会職員の資格試験及び資格認定を次のとおり実施する。

昭和二十九年十二月二十四日

鳥取県知事 遠藤茂

茂

1 資格試験について

一 試験期日及び場所

〔期日〕昭和三十年二月二十二・二十三日

〔場所〕鳥取市 米子市

〔受験場及び試験の時間については別途受験資格者に通知する。〕

二 受験資格

〔旧制農業学校又はこれと同等以上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業し若しくはこれと同等以上の検定において農業に関する学科の検定に合格した者。〕

〔前号の場合を除いて、旧制中等学校又はこれと

同等以上の教育機関において正規の課程を修めて卒業し、若しくはこれと同等以上の検定に合格した者で卒業し又は検定に合格した後左の(1)若しくは(2)の職務に従事した期間又はこれらの期間を算した期間が二年以上に達するもの

- (1) 国地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は教育機関における農業に関する技術についての普及又は指導奨励
- (2) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業に関する技術についての普及又は指導奨励

〔旧制中等学校を卒業した者及びこれと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者で当該教育機関における修業年限と前号(1)若しくは(2)の職務に従事した期間又はこれらとの期間を通算した期間との合計が二年以上に達する者。〕

四 知事が行う農業委員会職員講習会の修了試験に合格した者

〔外国の行政機関、教育機関又は団体において農業に関する技術についての試験研究、普及又は指導奨励に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間試験研究、教育普及又は指導奨励に従事した者とみなす。〕

〔受験希望者は、次の書類各一通を知事宛提出すること。〕

〔出願手続〕

1 受験願書(様式一)

2 履歴書(様式二)

3 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

4 二の(1)又は(2)の職務に従事した期間につき受験資格者であることを証明する書類(様式三)

- 〔受験願書を受理し、受験資格があると認めた者に対しては、受験票を交付するとともに試験実施に必要な事項を通知する。〕
- 〔試験願書の受付〕
- 〔昭和三十年一月五日から昭和三十年一月三十一日まで〕
- 〔試験方法〕
- 〔筆記試験及び口述試験とする。〕
- 〔筆記試験は次の必須科目と選択科目について行う。〕

〔選択科目は次の中適宜二科目選定して受験するものとする。〕

必須科目	選択科目
(1)作物及び園芸	(1)農業気象 (2)植物生理
(2)土壤及び肥料	(3)農機具 (4)農業土木
(3)病害虫	(5)家畜生理及び飼養 (6)農畜産加工
(4)畜產	(7)農業政策 (8)農業簿記

00781

00780

(5) 農業経営 (9) 農林統計

(3) 筆記試験は旧制専門学校程度で行う。

(4) 口述試験は農政時事その他農業委員会の職員として必要な能力について行う。

(5) 試験合格者については、試験終了後一箇月以内に鳥取県公報にその氏名を公表するとともに合格証を交付する。

(6) 受験の希望地及び選択科目は出願後の変更を認めない。

(7) 受験の希望地及び選択科目は出願後の変更を認めない。

様式一（日本標準規格B5）

受験願書
本籍
現住所
受験希望地
選択科目（二科目）
氏（ふりがな）名
年月日生

鳥取県知事 氏 名 殿
年月日
履歴書
本籍
現住所
学歴
職歴
賞罰
右のとおり相違ありません。
昭和 年月日
右氏
名印

様式二（用紙和紙）

鳥取県知事 氏 名 殿
年月日
履歴書
本籍
現住所
学歴
職歴
賞罰
右のとおり相違ありません。
昭和 年月日
右氏
名印

農業委員会職員の資格試験を受けたいので関係書類を添えて出願します。

様式三（日本標準規格B5）

受験資格證明書	職名	氏名
年月日生		
一 普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所	修めて卒業した者若しくはこれと同等以上の検定において、農業に関する学科の検定に合格した者	
一 試験研究に従事した期間及び勤務場所	(3) 旧制農業学校又はこれと同等以上の教育機関において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者、若しくはこれと同等以上の検定において農業に関する学科の検定に合格した者で卒業し又是検定試験合格後次のいずれかの職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者	
右相違ないことを証明する。	(4) 国、地方公共団体又は、その他法人格を有する団体の農業に関する試験研究機関又は、教育機関において農業に関する試験研究又は教育	
職名	及又は指導奨励	
所属長 氏	名印	

2 資格認定（無試験認定）について

(1) 農業改良普及員の任用資格を有する者

(2) 旧専門学校令による専門学校又はこれと同等以上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて、卒業

年 月 日生
氏(ふりがな) 名

現住所

様式二(用紙和紙)

履歴書

鳥取県知事 氏名 殿

本籍

年

月

名印

農業委員会職員としての資格認定を受けたいので関係書類を添えて申請致します。

様式三(日本標準規格B5)

右 氏

有資格証明書

年 月 日

名印

資 格 認 定 申 請 書

本 籍

現 住 所

学 歷

賞 罰

職 歷

右のとおり相違ありません。

氏(ふりがな) 名

年 月 日生

右 氏

名印

年 月 日

名印

した者で当該教育機関における修業年限と前号④、
(回)の職務に従事した期間が通算して三年以上に達する者

(5) 日本国以外の地域において、旧日本帝国法令による学校、外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて知事がこれに相当すると認定した日本国の中等学校を卒業した者とみなす。

(6) 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業に関する技術についての試験研究、普及又は指導奨励に従事した者は知事がこれに相当すると認定した日本国の中等学校を卒業した者と有する団体において当該在職期間と同一期間試験研究、教育、普及又は指導奨励に従事した者とみなす。

(7) 旧制農業学校又はこれと同等以上の教育機関において農業に関する正規の課程を修めて卒業し、若しくはこれと同等以上の検定において、農業に

関する学科目の検定に合格した者で、測量法による測量士又は測量士補となる資格を有するもの。

二 資格認定手続

一 農業委員会の職員となろうとする者は、次の書類各一通を知事宛提出すること。

1 資格認定申認書(様式一)

2 履歴書(様式二)

3 最終学校卒業証明書又は検定合格証明書

4 一の③の①又は何の職務に従事した期間につき有資格者であることを証明する書類(様式三)

三 前項の書類を審査し、相当と認めるときは有資格認定書を交付し不相当と認めるときは、その旨を通知する。

四 資格認定申請書の受付

昭和三十年一月五日から昭和三十年一月三十一日まで

様式一(日本標準規格B5)

- 一 試験研究に従事した期間及び勤務場所
- 一 教育に従事した期間及び勤務場所
- 一 普及指導奨励に従事した期間及び勤務場所
- 一 右相違ないことを証明する。

所属長 職名

氏

名印

公印

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースタードット計算器
玉屋測量機
山陰代理店

有限
会社
雜賀タイプライター商會

鳥取県公認 米子タイピースト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日 火、金

印 刷 者 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
鳥 取 県 鳥 取 市 東 町
印 刷 所